# 神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成19年2月23日(金)午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)赤西芳文(委員長),伊東武是,大内ますみ,大下知則,

神舎博一,北野聖造,田中通裕,中野景介,橋本千穂,

播磨俊子,伏見昭彦,堀口香代子,牧野展久(敬称略)

(オブザーバー)田中幸大

(説明者)松島 茂,松岡茂喜,吉村庄次

(庶務) 池田善信,蒔田豊人,永井英雄,鈴木真子

- 4 議事( :委員長, :委員, :オブザーバー, :説明者, :庶務)
  - (1) 開会のことば(総務課長)
  - (2) 所長あいさつ
  - (3) 新委員の自己紹介

前回の家庭裁判所委員会以後,新たに任命された委員2人が,それぞれ自己紹介を行った。

(4) 委員長選出

永井前委員長は,異動に伴って委員を解任されたので,新しく委員長を選任する必要が生じた。委員の互選の結果,赤西委員が委員長に選任された。

(5) 委員長代理の指名 委員長代理には,伊東委員が指名された。

(6) 裁判所からの報告

庶務から,以下の3点について説明又は報告が行われた。

ア 冊子「少年たちにあなたの力を」,パンフレット「補導受託者座談会」を委員に配布し,補導委託先の開拓について協力を求めた。

イ 平成18年10月25日に行われた法の日週間広報行事について報告された。

ウ 家裁委員会のテーマについてのアンケート結果が報告された。

## (7) 意見交換

それでは,今回のテーマである「子の福祉における家庭裁判所の役割について」の意見交換に入っていきたいと思います。本日のテーマを出題いただいた 委員に基調説明をお願いします。

#### 1 はじめに

私がテーマについてのアンケートをいただいた 1 2 月は , 子どものいじめによる自殺 , 子どもが被害者になる殺人とかの悲惨な事件又は子どもの虐待という胸を痛める事件が連続しており , 私たちに何かできることはないかと思っていた時期でして , それに関連したテーマを出させていただきました。

子どもの権利擁護部会というのが子ども家庭センターで開催されており、虐待された児童について、施設に入所させるのが適当かどうかなどについて、意見を出すという会のメンバーをさせていただいております。そこで、虐待のいろいろなケースを教えていただいており、その中で、離婚、再婚したり、あるいは内縁の状況の中で、異父きょうだい、異母きょうだいという非常に複雑な中で、虐待というケースがでているというのも見聞きいたしました。そうしますと、離婚の問題が出ましたときに、子どもの問題をどういう風に考えるかと、それはもう父親母親の一番の責任なんですけれども、これがうまくいかないときにどういう形で家庭裁判所が関与して子どものために何ができるのだろうかというところからまず考えていかなければいけないのかなと思いました。

#### 2 離婚時の子の処遇をめぐる問題

離婚が非常に増えていて,その際,一番の問題がお金の問題と子どもの問題です。どちらが親権者になるのか,どちらが引き取って養育するのかというときに父母の意見が違えば,家庭裁判所に決めてもらう,あるいは裁判で決めてもらうということになります。また,別居中の夫婦間で片方の親が子どもを引き取っていて連れて行った場合に,もう片方の親が私の方に子どもを引き渡せということで紛争になる事例が多々ございます。だから,面接交渉ということにつきましては,離婚後,あるいは別居中でも子どもから離れている親の方が子どもと会いたい,会う権利を主張する,あるいはどのような会い方をすれば

よいか協議するという局面の中で,子どもの利益のためにどうするのが一番いいのかなということです。

ちなみに面接交渉につきましては,直接の法文上の規定はなく,離婚後の子どもの監護については,協議が整わないときは,家庭裁判所がこれを決めるという民法の規定を類推しまして,面接交渉につきましても,家庭裁判所の調停又は審判で決められているというのが実情だと思います。

私も,離婚の事件を扱っていますが,父母の離婚にともなう紛争の解決ということに重点をおくあまり,子どもの処遇,子どもの利益の配慮に欠けることがあるのではないかと反省をこめて思っているわけです。

こういう子どもをめぐる紛争で、父親母親が本当に子どものことを考えて決めていけばいいのですが、そうでない場合、子どもの意思はどこまで尊重されるのかということも非常に気にかかっております。

子どもが 1 5 歳以上の場合は,家事審判規則に,監護者の指定その他子の監護に関する審判,あるいは親権者指定の審判,親権者変更の審判については, 子どもの陳述を聞かなければいけないという規定があります。

では,15歳未満の場合はどうなのか。一昔前は,子どもは大人が保護して やらなくてはならないという保護の対象であったのですが,昨今では,子ども は子どもで一個の人格を持っており,もちろん基本的人権の対象である,です から子どもの権利,子どもの利益という観点から子どもの処遇についても考えなくてはいけないという考え方になってきているといわれております。

児童の権利に関する条約の12条では,意見を表明する権利というのを掲げておりまして,その条約を批准した締約国は自分の意見を形成する能力のある児童が,児童に影響を及ぼすすべての事柄について自由に自分の意見を表明する権利を確保しなければいけない,この場合において,児童の意見は,その児童の年齢及び成熟度に応じて相互に考慮されるものとする,その子どもの意見を尊重しなければならないと書かれてあります。

調停運営協議会の協議結果要旨によると、概ね10歳以上のときは子の意思に注意を払うことが必要であろうということが書かれてありまして、それが裁判所の公式の見解かなと思っております。では、子の意思をどのように聞くかということですが、おそらく家庭裁判所では、そういう状況になったときは、

調査官が面接する等して,できるだけ親の圧力を受けない形で子どもの真意を聞いているのだと思います。どのように意見聴取をされるのか,子どもの意見をどういう形で尊重し,結果に生かしていくのか,是非お伺いしたいと思っております。

## 3 子どもの虐待の問題

親が未成年の子どもを虐待するときに法ができることとしては,まず,親権の制限や喪失が考えられます。民法834条で父又は母が親権を濫用し,又は著しく不行跡であるときは,家庭裁判所は子の親族又は検察官の請求によって親権を喪失させることができると規定されております。子の親族又は検察官以外では,児童福祉法33条の6に,児童相談所長も親権喪失の宣告の申立てができると規定されています。ただし,親権の喪失の審判はある程度期間がかかりますので,その間に取り返しのつかないことになったらどうするのかということですが,家事審判規則74条の審判前の保全処分というものがあり,親権喪失の請求をした場合,その請求に加えて,親権の停止,親に代わる代行者を指定してくださいと請求することができるとなっていて,そういう形で一時的に子どもを保護できるという制度があります。ただ,審判前の保全処分の決定が出るまでに,数か月かかることもあるようで,どうしても緊急な事態には間に合わないということになります。

今,児童虐待防止法の見直しということが言われておりまして,1月の終わりぐらいの新聞報道では,親権の一部,例えば監護権のみを一時的に停止できる制度を考えていると聞いております。例えば,子どもに治療を受けさせなくてはならないのに,放ったらかしている親がいる場合,第三者が,直ちに病院に連れて行くとか,医者に診せるとか,手術を受けさせるとかできない訳で,これは監護権の一つになるので,親の同意がいる訳です。このような医療ネグレクトの場合に効力を発するのではないかといわれております。また,宗教上の理由によって,医療行為を拒否するという親もおり,そういうときに子どもを守る方策になるのではないかともいわれております。親権だけではなくて,親権の一部の監護権を一時停止するという制度が考えられております。

児童虐待ということになりますと,もちろん,児童虐待をする親と子どもを 分離する必要がありますが,これについても,親権者あるいは保護者がいれば, 同意が必要、少なくても拒否していないということが必要であり、どうしても 同意しないという親に対しましては、家庭裁判所に親の同意に代わる審判をも らって、施設に入所させて分離するという方法がとられております。審判の申 立てがあった時に、実際にどのように、あるいはどんな期間で運用されている のか、その他、子どもの虐待ということについて、何か家庭裁判所として関わ れる場面がないのかなということも思っております。

## 4 子どもの権利(人権)

子どもというのは、保護の対象ではなくて、人権の主体として考えるというのが最近の考え方であり、年齢や成熟度に応じて、子ども自身に選択権、決定権、意見を表明する権利を保障しなくてはならないというのが、児童の権利に関する条約の趣旨でもございます。条約批准が1994年で、もう10年余りたったわけですが、こういう考え方がどの程度浸透しているのか、私たちの考え方の中に、やっぱり子どもというのは頼りない、大人が代わりに何かやってあげなくてはならないという意識が残っているのではないかと思っています。保護の対象としてみるか、権利の主体としてみるかによって、処遇も変わってくるのではないかと思っております。

ありがとうございました。議論していただく前に , 委員の基調説明に関連して , 裁判所から説明させていただきます。

別紙第1のとおり

別紙第2のとおり

#### 《休憩》

子どもの利益,福祉をどのように確保し,子どもの意思をどのように尊重するか,虐待に対しての法的な手段はあるか,といろいろな問題がありますが,御自由に御発言をお願いします。虐待に関して 委員御意見いかがでしょうか。

1月23日に児童相談所の運営指針の改正がありました。その中で、今まで、学校、病院や所属機関からの虐待等の相談や情報提供を、緊急性がないという判断ができる場合に当方で留め置くケースもありましたが、今後はすべて通告として受理して処理することになりました。その結果、神戸の場合、平成16年度、平成17年度とともに214件だった受理件数が、平成18年度は今日

で250件となっており,今年度は300件までいくのではと少し心配しています。

虐待の事例で特に心配なのは、ネグレクト、いわゆる保護の怠慢というものです。28条で家裁にお願いするまでに、児童福祉法33条で児童相談所長の職権によって一時保護できる形があります。基本的に、虐待をしている両親、監護者の同意を得て一時保護をすることにしていますが、同意を得られない場合でも、生命に関わる場合や虐待が繰り返される場合は、職権で一時保護をするという形になっています。3歳以上の児童は子ども家庭センターにある一時保護所に保護できますが、3歳未満の子どもは、市内に3箇所ある乳児院に一時保護委託をして、専門家によるケアをしていただくことになります。一時保護所は必ずしも虐待の子どもだけを預かっている訳ではなく、非行の子どもも障害の問題でお預かりしている子どももいますので、そのような中で赤ちゃんを預かることは非常に技術的にも難しいということがあり、3歳未満の子どもは、私どもの一時保護という権限の中で、場所を乳児院に移してお願いするという形をとっております。

児童を一時保護することのリスクは、保護者からの子どもに対する攻撃です。 子どもたちに会わせろとか、子どもを連れて帰りたいとか、時間に関係なく、 暴れて大声をあげるというリスクがあり、このような時に、我々はどう子ども を守るかというのが一番大きな問題です。

子ども家庭センターでは、月に1回、児童福祉審議会の中の権利擁護部会を開いて、全ケースの処遇について御意見を伺っています。医師会の代表の方、学識経験者の方、民生委員の代表の方に来ていただいています。それ以外に3人の弁護士の方にもお願いして、それぞれの方に月に1回来ていただいて、ケース処理について司法的な御意見を頂戴し、指導を受けています。その中で、どうしても28条で処理をしなければ、子どもの安全が保たれないと判断した場合は、弁護士の方に御意見を聞きながら、事前に、家庭裁判所に担当者を伺わせて、家庭裁判所の御意見も聞きながら、書類作成を進めて、事務的な処理を少しでも短くしていただけるような形でしております。リスクから子ども達を離すことが子ども達の最善の利益というのが私どもの仕事なのですが、必ずしも親と離してしまうことで終結したとは考えておらず、もう一度地域や家族

に帰すと考えており、子ども達と親が離れている間に、子ども達の安全を保てるような関係作りをすると思っております。担当者が家庭裁判所の調査官等に御意見を頂きながら、施設に預けた場合の家庭引き取りの時期、母親父親の姿勢の問題等についてご協議をさせていただいています。虐待親が私たちの方を見て頂くには、かなり時間がかかります。その中で、子ども達の行動観察、常駐の精神科医の診断、児童心理士の判定、ケースワーカー、一時保護所の指導員、保育士等々の意見をまとめて、引き取りの時期を設定しますが、28条のケースについては、家庭裁判所に意見を頂戴する形で、最終的に親の元に帰すことができればいいと思っております。

子ども達は、施設でも、一時保護所でも最初は親に会いたいとは言わないです。ところが、親の方はどうしても会いたいと言うのです。早い時期に面会をさせると、子ども達はフラッシュバックすることもありますので、虐待した親には御理解いただいて、面接や通信の制限をさせていただくく場合もあります。

親権者に限っては子どもの情報を流していますが、非親権者には情報は流さず、子どものリスクについて配慮しています。預かっている間に、離婚の話も出てきたり、DVの場合、一旦母親は逃げていても、別れるまでには至らず、DVをした父の元に帰っていくケースが多くあります。その場合、家庭作りから仕事の範疇としてやっていくのですが、子ども家庭センターのスタンスとしては、夫婦仲良くやってくださいという視点ではなく、子どもをあなた方に帰す場合は、こういう家庭でないと帰さないという視点で接触させていただいています。

先日,ラジオのニュースで,子ども家庭センターに子どもを保護する際に, 親が壁になってなかなかできないが,裁判所の許可があれば保護ができるよう になったというようなことを聞いたので,正しいかどうかわかりませんがお伺 いしたいと思います。

私どもの立場では、まだ、裁判所からそのような指導が頂ける段階に至っていないと理解しています。ただ、子ども家庭センターに保護するときに、反対、妨害がある場合、できるだけ話し合いによって理解していただいて保護するようにしていますが、どうしてもそれができないと判断した場合、警察に立ち入り調査の同行をお願いしています。その際、私服で後ろにいていただいて、何

かあれば助けていただくという体制をとっています。今年度から,私どもの職員に警察のOBの方をお願いして,警察とジョイントしていただいて,立ち入り調査につきましては,非常に御協力いただけるようになっています。

ヨーロッパ等では、警察への通報が義務付けられていて、コミュニティーがそういう情報を知っていて通報しないのは罪に問われるくらいの常識になっていると聞いたことがあります。そこまで日本の警察力に頼っていいかどうかわかりませんが、もっと近隣のコミュニティーが情報をキャッチして、すぐにしかるべき組織に連絡するという協力体制を強める必要があると思います。先ほど、すべての情報を会議にかけるとおっしゃっていただいたので、もっとそのことをパブリサイズして、一般の方にわかっていただく努力をしなければいけないと思います。

最新の情報ではないですが、児童虐待法の見直しの中で、児童相談所の立ち入り調査に同意をしない場合、まず保護者呼出をし、それでも応じなかった場合、警察が裁判所から令状を取って強制立ち入りができる制度を設けようという議論があるようです。

国会議員のあるグループの勉強会の検討項目に今言われたような条項も入っ おります。

子ども家庭センターに相談が行っているということはまだ救いがありますが、 ニュースで聞く中に、悪質な場合は、両親が虐待を隠しているとか、立ち入り 調査に応じないとかありますので、先ほどの話は、改正の中で、是非実現して いただきたいと思います。

あと、離婚の際の子の監護者の指定で、子どもに希望を聞いて、好きな方に行かせるということはよいことだとは思いますが、それだけが子どもにとって幸せな道とは限らないと思います。子どもにとっては、両親が揃って幸せな家庭が一番で、特に幼少の子であればあるほど感受性も強いので、片方の親の元でずっと育っていく環境がその子にとってよいのかどうかについて、可能かどうかわかりませんが、フォローの体制をとっていかなければいけないのかなと思います。

また,中高生にとっては,学校の問題もあります。アンケートで見たことが あるのですが,中高生にとって,学校に満足している一番の要因に,クラスや 友達との良好な関係が挙がっています。例えば,どちらかの親に付くことによって転校を余儀なくされるということもあり,家庭だけでなく学校の状況も変化していくということもあり得ます。その辺り,非常に複雑で多方面にわたり,フォローもどこまでできるかと思いますが,気がかりになっています。

その辺りは,調停委員は,調停の中で苦労がおありと思いますが, 委員いかがですか。

離婚の調停が多いのは事実です。その中では,自分の子ども達をどうするか が大きな問題となります。私は、二人が離婚するという話よりは、子どもの将 来をどう考えたらいいのかについて非常に悩みながら調停に臨んでいます。私 は、親権者、監護者については、二人のうち、どちらがより子どもの利益にな るのかを積極的に見つけていこうと努力をしています。環境条件,子の年齢等 を考えながら,このような場合どのように対応するのですかと具体的問題を提 起し,親の立場からのみでなく,子どもにとってどうあるべきかを,長い時間 をかけながらお二人で考えていただき,最後にはどちらの方がよいかというこ とを見つけ合意を得る努力をしています。そうすることにより、ふさわしい親 権者が決まると思います。それがどうしても決まらない場合には,子どもの意 思を聞くことになると思います。プレイングルーム等で調査官が子どもと上手 に話をして意思を確かめられているのは,非常に上手だなと思います。その過 程で,子どもの本心を確かめることにより,双方の親の主張の食い違いが明ら かになる場合も多く、非常に難しいが大事なことだと感じております。十分な 時間をかけながら,子どもの将来の重要性を我々と当事者とで考えていく作業 がまさしく調停なのだと思っています。

面接交渉の調停の場合は、親が子どもと会うのは非常に自然なことだと思いますので、親が子どもを育てるという積極的な要因を見つけ出すのではなくて、親権者となる親に対しては、「親権のない親に会わせることが、子どもにとってどのようなマイナスになるのか。」ということを話し合うようにしています。そうすると、今までの自分の主張が自分中心の意見であったということで、では面接交渉を認めましょうという結論になるケースも多いです。調停の中では、虐待等の問題はほとんど出てきませんが、子どもの将来にとっては非常な重要な調停になりますので、私どもは大変神経を使って日々の調停を進めています。

親権、監護者の指定、面接交渉の調停については、大変責任を感じており、今後どうなっていくのだろうという先の見通しを考えると、人生のいろいろな経験を基に一生懸命考えても正解は出て来ませんので、慎重にならざるを得ません。また、追跡調査がないことが不安材料になっています。調停の席では、妻と夫の離婚に関わる感情の高ぶりが、子どもへのしわ寄せになって出て来るのが大部分であろうと思います。当事者双方が満足する調停はなかなかありませんので、せめて双方のマイナスを出来るだけ少なくして、それと同時に子どもにかかるマイナスを限りなく零に持っていくために協力してほしいと双方の親に呼びかけています。悪い夫が必ずしも悪い父であるとは限らない、逆に悪い妻が必ずしも悪い母であるとも限らないと思いますので、子どもにとってどうでしょうかと時間をかけて話し合うようにしています。

面接交渉については,5回も6回も時間をかけて話し合うことがありますが,子どもの福祉にとってはそれは決して無駄なことではないと思っております。 面接交渉は親の権利という主張もありますが,むしろ子どもの権利という面が強いのではないかと思うので,スムーズにできるよう調停の場で手伝わせていただいております。

大阪のNPOで,第三者を関与させて,子どもに不快な思いをさせないで面接交渉することを手助けする活動をしているところがあるようです。条件としては,大阪まで出て来ることができる方を対象にということだそうです。このような活動を当事者に紹介してよいかどうかは別として,そのような動きがあることを勉強しておく必要があろうかと思います。

精神科医というお立場からは 委員いかがですか。

私は、虐待を受けている子どもを診ることはあまりなく、精神障害があるために虐待を行っていたという親のケースを診たことがいくつかあります。その場合、通院や入院で診させていただいて、子どもは祖父母等ご家族に預かってもらったり、それが難しい時は児童相談所を経由して施設で預かってもらったりしています。治療の過程で、児童相談所とはお互い連携を取って、だいぶ良くなってきたので、そろそろ子どもさんと面会をさせてもらえませんかというやりとりはさせてもらっています。

私が診ているケースでは,積極的に虐待をしているというよりも精神障害の

ため,養育能力がないというケースが多いものですから,病気が長期にわたり, 継続的なフォローが必要となります。良くなったり悪くなったりしながら,周 りの方々にサポートをしていただくという形で連携してもらっているというこ とが多いです。

一つのケースでは,既に複数の子どもがいるけれど,養育能力がなく育てられていない状況の中,避妊のアドバイスもしたけれども,本人に意思がなく,結局,その後も子どもが生まれて,そのうち何人かは施設に預かってもらっています。

また、大人の方で、子どもの頃に虐待にあったという話をされる方はちょくちょくあります。大人になる過程で人格的に不安定な状況になられたり、PTSDという形で後で症状が出てくる方もあり、虐待の問題は、小さいときに安全に保護するというだけでなく、大人になってからも長い期間、継続的にフォローしていかなくてはならないという大変難しい問題を抱えていると思います。ですので、虐待された経験のある方もなんとかいい方向に向くように日々努力しています。

家裁との関係で何が見えてくるのかというのは,難しい問題だと思います。 私は心理の仕事をしておりまして,養護施設に院生が実習を兼ねてプレイセラピーなどを担当しにボランティアで行っています。子ども達は,昔と違い,身の回りのケアを提供することではすまされない心の傷を抱えて入ってきていることが多く,施設の方でも1対1でプレイセラピーをするなどの試みを積極的に考えておられ,私どもの学校では2園ほどでさせてもらっています。 虐待という形で入ってきたのではない子どもであっても,プレイセラピーをしていると,これは性的な虐待を受けたのだろうなと見えてくることがあります。 そういう場合は,親はあまり面会に来ないし,詳しい話は聴けず,子どものプレイの中での表現でしかわからないので,断定的なことは言えないのですが,子ども達は大変な状況にいるのだろうと思います。また,一時保護の後,親の元に帰ろうというのであれば,親に心理的なフォローがないと難しいだろうなと思える親もいる。子どもを愛してるとか,精神的にいい親になろうする努力だけではなかなか難しい。そうすると,問題をとらえていく上で虐待という概念でくくっていくことが出発点だとは思いますが,そして,マスコミなどで言われ

ているケースはかなり極端で、誰が見ても親が悪いというケースが出てきますが、実際にはそれぞれによって違うので、実質を考えていくと、本当は、個別に扱っていく体制と人手がないといけない問題だと思います。虐待を語っている間に、虐待を受けていた子どもは、あっという間に親になっていくので、虐待を受けた子どもに対しても、親に対しても、今具体的にその人達にどう関わっていくかを考えていかないと、次の問題が発生してしまうと思います。特に個別にとらえていかないといけないんだろうなと思いますが、家裁には有能な人材がありますし、なんといっても権限がありますから、それがどう関わっていけるのかなとすごく考えさせられます。

一つお聞きしたいのは,親権の問題で,養護施設等では典型的なのですが, どちらも親権はいらないという場合があります。離婚の際に,親権の譲り合い, 押し付け合いというケースはないのでしょうか。

調停の場で譲り合いしたケースは経験していません。

譲り合いもあるでしょうけれども、私たちが扱うのは取り合いになる方だと 思います。

それと、面接交渉で、話し合って決まったことが実行されていないケースの中に、自分の人生から相手と生きていた時間や葛藤を消し去りたいと思っているので、会わせることをしたくないと思ってしまうケースもあると思います。その一方で、子どものことを思って泣く泣く親権を譲った親は、人生がそこでストップしてぼろぼろになって回復できないというケースもあるのです。その場合、自分の方が悪い親なので罰せられた、親権を取り上げられたと認識している人もいるようです。そのようなケースには、子どもの福祉、幸せを一番に考えるのであって、あなたが悪いという訳ではないと言ってあげるのですが、その辺りはもう少し丁寧に説明してあげると救われる人もいるのではないかと思います。家裁にお願いすればすぐに解決していただける問題かなと思っています。

今のお話をお聞きして,感じたところを申し上げたいと思います。一つは, 親権の譲り合いのケースがあまり家裁にないのではないかということですが, 推測するに,親権を行使しない,要するに,放っておいても押しつけられる機 会がないのでわざわざ手続を取って相手に親権を譲るよりは,実際は逃げてい れば現状としてはそれで足りているのが実情ではないかと思います。私の担当 したケースに,施設にいる子どもについて,相手に親権を譲りたいという事例 がありました。再婚するにあたり戸籍を気に掛けてということでしたが,相手 が理解を示したので,相手に親権者を変更しました。

私は、親権を決める立場にあり、判決でも審判でも理由を述べることになりますが、読んだ側がどう受けとめるか、特に、自分の希望がかなわなかった側にとって説得的になっているだろうか、理屈が通じるだけでなく、気持ちに関しても自分の気持ちとどう折り合いがつけれるかということについて、これまでも配慮してきたつもりですが、改めて気をつけていかなくてはならないと思いました。

調停の場では、当事者同士で親権を合意している場合は、調停委員として納得のいく限り、それ以上触れません。前に担当した事例で、男の子がいる女性が、「夫が親権を取ると言っているし、離婚さえさせてくれれば、親権者を夫にしてもよい。」という事例がありました。別居中ですが、子どもも父と非常にうまく行っており、父の住居の方が広く、たびたび父の方に遊びに行きたがるということでした。父親も同意しており、申立てどおりになりました。

家裁の機能として、事後調停のようなものはあるのですか。

一旦決めた面接交渉が守られないといった場合の家裁の手続としては,まず,履行勧告という制度があります。非監護親の申出によって,調査官が当事者間を取り持って履行するように勧告する制度です。次に,事後調停ではないですが,前に取り決めた内容が実態に即しておらず,結果として守られていない場合,改めて調停を申し立てて,現実に即するように変更し,そして変更後の内容をちゃんとやっていきましょうという調停もあります。主なものはこの二つだと思います。再調停に限らず,調停に応じない場合,審判に移ることになります。

しかし、審判、調停は、決めることに主眼がありますが、決めたことを実現ということになりますと、法的に言えば、強制執行という手続をするということになります。ただ、強制執行手続に実際の効果があるかどうかはいろいろな考えがありますし、実際、100パーセントうまく行っているかというと、必ずしもうまく行っていないのではないかと予測しております。

親子の面会に強制執行はなじまないでしょうね。

履行勧告の話も出ましたので調査官の方で何かありましたら、お願いします。面接交渉の履行勧告の申出があった場合、調査官に調査命令があります。面接交渉の履行勧告のプロセスの中で、各調査官は、面接交渉がしにくくなっている事情変更が、子の利益の点から許容できるのか、できないのかを、権利者、義務者ともに確認します。この中で、事情変更が相当として認められ、子の利益が確保されるということになるならば、再調停の申立てということになります。特に乙類事件については、事情変更を許すということでもって、決定時には、実情を踏まえた実現可能な調停条項を作りましょうという視点があります。したがって、事情変更を許すことによって子どもの利益が図られるのであれば、事情変更を充分加味し、検討し、決定していくというシステムになっています。実現可能性については、子どもの成育速度に負けないように親が親化していかなければならない、親訓練的な助言等をしていく履行勧告調査になっています。

私は、家族法を研究対象としています。今日のテーマに関して申しますと、 家裁が子の福祉の守り手として日々努力されているのは理解しています。特に、 現行の法制度の枠内で、人的、物的にも制限がある中で頑張っておられると思 います。子どもの福祉という観点から、現行制度が必ずしも子どもの利益を守 りきれる制度になっておらず、いろいろな不備があると感じており、親子法、 親権法についてできるだけ早く立法的な対応をしないといけないと思います。 今日は,親権が話題となっていますので,親権に絞って言いますと,調停,裁 判の中で親権をめぐる争いは激化しています。そこの対応の一つとして,私は 共同親権を考えなくてはいけないと思います。日本の民法では,離婚の際には, どちらかの一方しか親権者になれないということになっていますが,フランス やドイツでは,離婚後の共同親権化が進んでいます。むしろ,フランスでは離 婚後も,原則共同親権です。日本でも,離婚後も共同親権ということを認める という法制度にしていくことが必要ではないかと思います。離婚後の共同親権 化の発想の背景には、離婚しても、両親に子どもの育成の責任をとらせなけれ ばならないということが基本の発想なのですが、そのことによって、子どもに は両親に育てられる利益が保障されますし、親権の奪い合いの激化が緩和され るのではと思います。その制度について、日本でも議論することが必要ではな

いかと思われます。いろいろ御意見もあろうかと思いますので伺わせていただければと思います。

立法化ということで付け加えさせていただくと,3年前に人事訴訟が家裁の 管轄となりましたが,家裁で何か変化はあったのか。スムーズに対応できてい るのかどうか,この点について教えていただけたらと思います。

新受事件数については、平成17年度に比べますと昨年は減っております。 この理由は明らかではないですが、今年4月からの年金分割制度の施行を待っ ているというような説もあります。

人事訴訟において,裁判官が子どもの親権者を決めるとき,調査官に事実の調査を命ずることができるようになりました。1年目は,調査命令数は予想どおりには伸びなかったのですが,平成17年度,平成18年度の調査官調査の命令数は伸びてきています。また,裁判官が和解離婚の際に使う場合もありますので,当事者双方に開示をして,充分に納得していただける調査報告書を作成しています。

家裁に移管されることによって,調査官,参与員が関与することが可能になったことが大きいと思います。それ以前は,双方からの主張,立証を基本とした判断でした。特に,親権の帰属がいずれかという時に,母親がいいと思っても,中身の信用性の問題でしょうから,決して不当とは思わないのですが,反対の父からすると相手から出た証拠によって判断されていたのが,調査官が入って実際確認した,より客観性の保たれた調査結果に基づく判断だとすると,当事者の受け止め方もやや意識が違うということがあろうかと思います。職業裁判官でない参与員の方の意見を伺うことは,私などは,自分よりも相当年齢の上の方の離婚事件になると,事実認定の部分ではないにしても,男性,女性ということもあったりして,実感がピンと来ないところがあったりするのですが,そのような場合,参与員の意見を伺って,実感を強めるという機能があるのかなと思います。

親が親の体をなしていないと私は思います。子どもが作れても親にはなれていない。世の中が全体的におかしくなり、地域もおかしくなっています。教育が悪い、先生が悪いという風潮だったのが、家庭が家庭の体をなしていないということになってきました。例えば、給食費の問題では、義務教育ならば行政

が面倒みるのが当然だという理屈が、とんでもない屁理屈だというようなバッ シングに変わってきています。親の体をなしていない親をきちんとした親にし ていくために、自助努力を待っていてもだめで、地域がやらないといけないん だ、もう一回、地域が手をつなぎ合おうという動きが出てきています。そうい う動きを行政がバックアップしよう,予算措置をしようという自治体の動きが でています。そういう動きが出ていることは非常にいいことなんですが,いわ ば地域の個々の人達のやる気にかかっているところがあって,地域によって, やっているところと全然やらないところがある,段差が非常に激しく,また, 民間ですから何の権限もなくなんとなく雰囲気で地域を作っていこうという動 きにとどまりがちです。やはり決定的な強い力を発揮できるのは各公的機関で す。覆水盆に返らずという言葉がありますが,今,ひっくり返ったお盆を元に 戻す作業に各公的機関がかなり強く働いているのですが,地域の人たちがやろ うとしているのはもっと根元的なところなのです。その根元的なところに,今, 公的機関がおやりになっている作業を連携させられないかということを思って います。今日の話を聞いて、公的機関が連携を密接にしているなと思いました が、もっと強くしてほしいと思います。

また,私は,性的虐待が深刻になっていると思います。その人の根源に迫っていくにつれ,性的虐待がPTSDになっているということがわかり,その人の考え方,行動が納得できるという場合があります。

子ども家庭センターの一時保護で女性の場合,性的虐待にかかる部分を見ないで家に帰すかどうかを決めているのか,性的虐待がわからない場合もありその傷口を広げるということもあるのか,と先ほどのお話を伺いながら思っていました。子どもも親も言わないでしょうし,表面的な暴力しかわからないので,性的虐待を受けているかどうかを見定めることは非常に難しいと思います。

性的虐待の件数は少ないが、虐待の中で性的虐待は確実に上がってきています。ただ、それ以上に、件数に上がらず隠れている場合もあるだろうと思います。一時保護や施設に預けている時にぽろぽろと出てくる場合があります。形では別の形で出ているが、根っこには性的虐待があり心的な障害になっている場合があります。性的虐待の場合は、原則、性的虐待を行った加害者の元には帰しません。そこをわかっていただくまでにいろいろあって、ケースとしては、

児童福祉法28条の申立てにかける場合も高いです。アメリカでは,性的虐待をした元には絶対帰さないというルールになっていますので,我々も慎重になっています。ただ,情報として,性的虐待の場合,虐待を受けた本人もした方も言わないです。通常,非行的な行動をしている仲間から話題が出て情報が入ってきます。本人が非行をしている訳ではなくても,心の傷を癒されるというか,そういうグループの中で本人は安定しているということがあるのでしょうけど,そのような中では出てくるということがあります。私がショックだったケースとしては,女子が,義親から性的虐待を受けていたんですが,施設の生活はちゃんとしていたのですが,学校の行き帰りの時に,携帯で大人と接触してお小遣いをもらっていたということがありました。被害者の体験がそこでとどまらず,非常に広がっていて,自ら求めていったということがあります。

そこで、我々は、福祉だけではなく、医療の力をお借りして、カウンセリング等をして治療していくことになります。神戸の養護施設の中では、児童心理士も入っていますし、大学にもお願いして治療に参加していただいている体制を取っています。我々も、精神科の先生に毎月来ていただいて、その辺をチェックしていただいています。ただ、そこばかりついていくと、本人が傷つきますので、リラックスした雰囲気の中で、本人からの問題提起という形で処理をしていくしかないなと思っています。

人手が足りないですね。

子ども家庭センターは,人をもらう以上に加速度的に件数が増えています。 常に24時間の厳戒態勢のようなものです。

皆さんのお話を伺って、特に児童虐待の問題点は、個々のケースによって問題点が違うし、また、専門家の目で見ても解答がないお話なので、非常に難しい問題だと改めて感じました。我々の立場からすると大きな虐待事件があると、背景に何があったのかと、問題点の解答を書きがちですが、短絡的に解答というのは難しい問題だと感じました。

これは、質問なのですが、先ほど、裁判所の説明で28条事件では、神戸家庭裁判所では100パーセント認容であることを強調されていましたが、これはどういう趣旨でしょうか。

子ども家庭センターに充分に理解していただいて疎明資料を用意していただ

いた結果、認容が100パーセントだったということです。

感想になりますが、非常に勉強になりました。私は、犯罪行為を犯して警察等に捕まって連れられて来た少年と会うことになりますが、両親のうち一方の親しかいないという少年が目についてしまいます。家庭にも地域にも行き場もないし、不良少年の仲間うちでつるんでいて、エスカレートして犯罪行為に至ってしまう。そもそも、子どもまで作っていて親達は何で離婚するのだろう、そう簡単に離婚してほしくないなと思いますが、それはそれで、大人の事情があるんだと思います。そういうことを考えて、先ほど 委員の共同親権というお話を聞きまして、立法となると大変だと思いますけれども、離婚をするにしても自分達の産んだ子供を育てるということに関しては、二人でできる限り協力して養育していくべきとの考え方は非常に正しいと思いまして、今の法体制でも対応していけるのではないかと思いました。

それとは別に虐待の問題は,別途,性的虐待をする親は親失格であり,そのような親とはすぐに離婚して親権も与えず,そこに戻すこともできないと思いますが,結局は,個々の事案によって一番いい方法をその場でその場で考えていくしかないのかなと思いました。

虐待の問題が話題になっておりますが、私どもの事件を見ましても、非行少年が非常に精神的に不安定な状態に置かれているのは、小さい頃に何かあったのではと想像させられる事例がかなりあります。そして、かなりひどい親を見ていますと、その親自身もおそらくひどい家庭の中で愛情薄く育ったんだろうと想像がつきます。 委員のおっしゃった世代間の連鎖というものを非常に感じさせられるのです。非行少年を、可能であれば、育て直し、少しでも、まっとうな人間として世の中に送り帰すという教育指導の場を、家裁を含めた矯正機関全体が考えていかなければいけないと思うわけです。その観点から是非考えていたいただきたいのは、今、少年非行の問題が大きく捉えられて、一方で厳罰化の動きがある訳ですが、これは、少年保護事件から解放して、刑事手続によって、少年達を刑務所に長く入れるというわけですけれども、いずれ彼らは出てきます。少年保護のような充分な教育を受けないままに刑務所から出てくることになりかねない訳です。私どもは、できれば少年期の非行に対して、少年期の間にしっかり指導教育できるということが大事な問題ではないかなと

考えています。この問題も皆さんにこれから考えていただきたいと思います。

先ほど、 委員が、男の子が、大きい家に住んでいた父の方に行ったという話をされていましたが、私の扱ったケースでも経済的に恵まれていて大きな家に住んでいる父の方に行ってしまったケースがありました。お金があるとか、家が広いことで親を選んでいるということは普通なのでしょうか。

住宅やお金のことだけを理由に親権を定めるということはあり得ません。少年を呼んで聞くわけにはいきませんでしたので,何回か回を重ねて,両親と子ども双方に確認しましたが,一つの理由として,母と子どもは狭いところに住んでいるのですが,子どもは時々息抜きに広々とした父のところに遊びに行くのが楽しみで,また,子どもが学校に通うにも父の住居からの方が便利ということもありました。さらに,父は,子どもの面倒見も良く,自然な環境の中で育てるという一つの教育目標を持っていたということもありました。ですから,一回だけで,住宅の大きさだけの理由で決めたわけではありません。

一般的にはそうではないというように考えてよろしいのでしょうか。

はい。双方で合意がとれている時には、調停委員として納得がいけば、それ以上聞かない場合が多いのですけれども、親権を争う場合は、事情を聞いたり、調査官が子ども達に会って、意思を確認するというケースが大部分でございます。合意に達するまでの努力を非常に大切にしているつもりですし、これからも努力していくつもりです。

いろいろ御意見もおありだと思いますが,意見交換としてはこの程度で終了 させていただきます。ありがとうございました。

(8) 次回の家裁委員会のテーマ及び次回日程について

次回の日程は,7月13日(金)午後1時30分からと決定した。テーマについては未定とし,全委員にアンケートを実施して,後日,決定することとなった。

- (9) 所長閉会あいさつ
- (10)閉会のことば(総務課長)

### (別紙第1)

子の処遇をめぐる家事事件の手続について

今回のテーマに沿って,子の処遇をめぐる家事事件(親権者・監護者指定,子の引渡,面接交渉)の手続及び関連事件の動向(取扱件数等)について,概要を説明させていただきます。

## 1 子の処遇をめぐる家事事件の手続について

家庭裁判所が取り扱う「監護者の指定」・「子の引渡」・「面接交渉」などの「子の監護に関する処分」や「親権者指定・変更」等の家事事件につきましては、家事審判法(9条)に乙類審判事項(乙類4,7号)として規定が設けられております。

これら乙類事件は,当事者が対立して争う性質の事件であることから,審判事項ではありますが,まずは当事者双方の話し合いによる自主的な解決が期待され,調停によっても取り扱われています(法17条)。

そして,調停による合意ができなければ,調停不成立として,自動的に審判手続に 移ります。

これら子の監護等に関する審判や調停事件においては,その審理あるいは調停手続の過程で,家事審判官が必要と認めた場合に,子の意向や監護状況などについて,家庭裁判所調査官が事実の調査等を行うことがあります。

ところで,離婚と同時(条件)に,子の監護に関する処分等を求める場合は,夫婦関係調整(離婚)事件の中で,付随事項として主張されることが多いと思います。

この離婚事件は,調停前置主義と言われ,原則として,訴訟を提起する前に家事調停を経ることになっており,その調停が不成立で終われば,人事訴訟事件を提起することができます。そして,その訴訟の中で,子の監護に関する処分等が附帯処分として申し立てられます。

### 2 関連事件の動向について

平成18年度の家事調停の新受事件の事件別構成比をみますと、神戸管内は、全国とほぼ同比率の数値を示しており、4割方が婚姻中の夫婦間の事件になり、その中では離婚事件が大多数を占めております。乙類審判の新受事件の事件別構成比も、神戸は、全国平均的な数値を示しております。人事関係訴訟に関する統計をみますと、種類別新受件数は約9割が離婚訴訟ということになります。

#### (別紙第2)

- 1 離婚時の子の処遇をめぐる問題
- (1) いわゆる「子の福祉にかかる事件」については,家事審判規則で,「子が15歳以上の場合は子の意見を聞かなければならない。」旨が規定されており(家審規54等),調停,審判や調査の場面でも「子の意見聴取」が行われている。
- (2)子が乳幼児や学童期の場合には,家裁調査官が審判官の調査命令を受け,「子の 意向調査」や「子の監護状況調査」を行うことになっている。実務上は,客観性と 科学性を担保するために,一人が観察役割,一人が調査面接役割を分担する「共同 調査」をすることが多い。
- (3)子の監護者指定等で、いわゆる「継続性の原理」は、「現状が安定しているから ということで、それを安易に追認してよいかどうかは、慎重に判断すべきではない か」と言われている。
- (4)面接交渉は,「非監護親の未成熟子に対する面接ないし交渉はそのやり方にもよるが,その子の人格形成や精神的・心理的安定にとって有益である。」ことを前提として実務上の運営がされている。面接交渉は子の福祉のために有益かどうかによってその可否が定まり,その方法についても子の福祉に沿うように定めるのが基本である。
- (5)実務上,面接交渉を検討する場合,子の福祉のために有益かどうかを見極める必要があるが,特に,面接交渉は,双方の信頼関係がないと絵に描いた餅になりかねないので,最近は,調査官による試行的面接交渉が実施されることが多くなっている。

双方が面接交渉をよりよく理解できるようにするために,調査官室では,「面接 交渉のしおり」を作成しており,また,絵本(「パパどこにいるの?」,「おうち がふたつ」,「恐竜の離婚」,「ココ,きみのせいじゃない」等)を活用して,双 方が子の利益のために面接交渉を検討するように対応している。

- 2 子どもへの虐待の問題
- (1)児童虐待,特に親権者等の保護者による虐待が深刻な社会問題になっており, 「児童虐待防止法」の見直し作業が進められている。
- (2)児童虐待の急増に対する法的整備が進められる一方で,児童虐待への法的対応の 一つである児童福祉法28条1項事件の新受件数は急増し,内容においても深刻化

している。

当庁の暦年新受件数の特徴としては,認容率が全国平均は72~74%であるのに対し,80~88%であり,却下率は全国平均で約3~4%あるのに当庁では0%である点にある。

- (3) 当庁では、児童虐待の急増に対して、県及び市こどもセンターとの連携の強化に努め、28条事件関連の相談窓口を特定している旨の広報をしており、心理的虐待等の疎明困難な場合の申立てに必要な添付資料、指導経過記録等の扱い方の助言をしている。
- (4) 児童相談所からの「虐待」に関する相談に対して,家庭裁判所としては,「出来ること」と「出来ないこと」を区分して,「出来ること」に対しては,最大限の連携と協働を強化していく姿勢である。